

社会福祉法人ふくぎ会費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくぎ会（以下「法人」という。）の開催する次の会議等に出席する者の出席に対する報酬の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

以上

- 一 理事会、評議員、評議員選任解任委員会、監事監査
- 二 講習会、研修会等
- 三 前各号の他、理事長が必要と認める会議

第2条 費用弁償の額は、次の各号のとおりである。

- | | |
|----------|---------|
| 一 理事、評議員 | 10,000円 |
| 二 監事 | 10,000円 |
| 三 外部委員 | 10,000円 |

附則

- この規定は、平成 17年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成 29年 4月 1日から施行する。